


整理番号			90
------	--	--	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(7)

支出年月日	2012年 10月 20日 11/24, 12/21
支出額	百万 千 59400 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月)
使 途	事務所駐車場代 (11月, 12月, 1月分)
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。 支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団	
--	---

90-2



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

90-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No []
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[]	[]
[]	[]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

90-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

90-b

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 香樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



90-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

90-8

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間 2019 年 5 月 1 日 から 2020 年 4 月 30 日 まで		新契約期間 2020 年 5 月 1 日 から 2021 年 4 月 30 日 まで	
月 額 21,600 円		月 額 22,000 円	
内訳	賃料 20,000 円 消費税 1,600 円 (※2019年10月1日より消費税2,000円)	内訳	賃料 20,000 円 消費税 2,000 円 円
【追記事項】			

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2020 年 4 月 4 日

貸主	住所	■
	() 代理人	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
連帯保証人	住所	
	氏名	実印
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明	

整理番号 82

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 10 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9700</td> </tr> </table>	百万	千	円		2	9700
百万	千	円							
	2	9700							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">インターネット工事代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">33,000 × 0.9 = 29,700</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

No.

松井ひさし県政事務所 様

令和
平成 2年 10月 20日

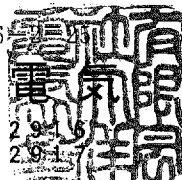
税込金額	¥ 33 000
------	----------

お買上額	
消費税等	
現金	
小切手	

但 インターネット工事代
上記正に領収いたしました

埼玉県朝霞市根岸台6
有限会社 大洋

☎ <048> 4 6 3 - 2 9 1 6
FAX <048> 4 6 3 - 2 9 1 7



HISAGO #N779(50)別 J602216

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 142

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	02 年 10 月 20 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">936</td> </tr> </table>	百万	千	円					1	936
百万	千	円										
	1	936										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">$2420 \times 0.8 = 1936$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼領収書

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 02年 10月 20日 次回納期日 12月 15日 C火 00999 8W

取引 (現金)

商 品 名	契約書	前回数	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数
*WH1H 吸塵・吸水マット1グレー リム		2	1210	2	2420				

印 紙
55円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	(10%) 2,420	220	2,420

伝票 NO.0000994809

発 行 者 名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号				
		1	4	1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 10月 20日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> </table>	百万	千	円	5	43	96
百万	千	円							
5	43	96							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃(11月分) (送金料含む)	$60.440 \times 0.9 = 54.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	------------------------	---

領収書等貼付欄 ② $60.000 + 440$ (送金料) = 60.440

ご利用明細票


お取扱日	店番	お取引内容
02-10-20	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	****	
取扱番号	お取引金額	
N071	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円 振込予定日 02-10-20 タクウチ マサフミ		

③ 事務所家賃(11月分)

ご利用いただきましてありがとうございました。
— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、「年月日、金額、使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載」、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 
 

整理番号			3	4
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>2</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td><td>21</td><td>日</td> </tr> </table>		2	年	10	月	21	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	6	2	0	0	0
	2	年	10	月	21	日														
百万	千	円																		
	1	6	2	0	0	0														
使 途	事務所家賃		<p>$180,000 \times 0.9$</p> <p>180000 $\times 0.9$</p>																	

領収書等貼付欄

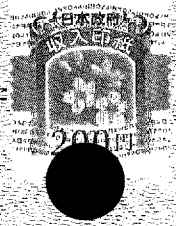
領 収 証 小川直一郎 様 No. _____

★ 180000-

内 訳	_____
現金	_____
小切手	_____/
手 形	_____/
消費税額等(%)	_____

但家賃 10、11、12月分

令 2 年 10 月 21 日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (1年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること		普・当 No.	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。
(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。
付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 4月 / 日

賃貸人・甲

住 所
氏 名
電 話 番 号

[Redacted signature and address for landlord]



賃借人・乙

住 所
氏 名
電 話 番 号

深谷市長在家14
小川 真一郎
048-583-2024



連帯保証人・丙

住 所
氏 名
電 話 番 号



仲介業者

所在地
商 号
代表者
免許番号
取引主任士

大里郡寄居町大字桜沢2770-4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第20030号
[Redacted name]

整理番号 182

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広報・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 <u>7:事務所費</u> 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 10 月 21 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							

使 途	<p>馬車場代 (本所事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
-----	---

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証 No. _____

小島信昭 様 2年10月21日

★ 5,500円

世 11月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

コフ9 27-1036

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人



賃借人 小島信



(X-カー・車種)三菱 eKゴン シルバー

(ナンバー)



駐車場賃借借約書

賃借人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 貸借人おれん接置区画分([])
第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー: スズキ 車種: エブリックワゴン ナンバー []
指定区画内には、賃借人が指定した乗車のみを駐車する。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成31年3月/日から平成32年3月/日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償責務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月/日

賃借人: 住所 []

氏名 []

賃借人: 住所 埼玉県さいたま市岩槻区榎301

氏名 小島信昭

整理番号

1 / 1 8

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2 年 10 月 22 日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">680</td> </tr> </table>	百万	千	円	3	1	680
百万	千	円							
3	1	680							
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	事務所馬主車場代	$10,450 \times 0.9 = 9,405$ $16,500 \times 0.9 = 14,850$
-----	----------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

 手数料 $8,250 \times 0.9 = 7,425$

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場	駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃料	金 16,500 円也	内消費税	1,500 円	更新料	ヶ月分（税別）	
敷金	金 円也	保証金	円	礼金	円	
契約車	車種	社用車	色	登録番号		
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄					

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。

乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）

又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各書通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 _____ TEL _____

勤務先住所 _____

緊急時連絡先住所 [Redacted]

緊急時連絡先氏名 松井弘 TEL [Redacted]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号

2/1/1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<u>2年10月23日、11月25日、12月25日</u>
支出額	<p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <p>百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>
使 途	駐車場賃借料 <u>10月～12月分</u>
支 出 先	(株)ABCハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

<p><物件の表示></p> <p>所在地 埼玉県ふじみ野市丸山475</p> <p>名称 丸山第2駐車場</p>	
<p><車種プレートナンバー></p>	
<p><賃料> 7,700 円</p>	<p><保証金> 7,560 円</p>

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 木 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和2年8月1日より令和3年7月31日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑となるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 7月 1日

貸主(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

借主(乙) 住所

〒359-0035 埼玉県ふじみ野市丸山8-3-601

渡辺 大

氏名

090-4241-4311
[Redacted]

仲介人 住所

埼玉県ふじみ野市駒西3-8-82-107

氏名

株式会社ABCハウジング

代表取締役 葛籠 夕子

取引士 登録番号

[Redacted]

氏名

[Redacted]

整理番号 1108

ちょうふ

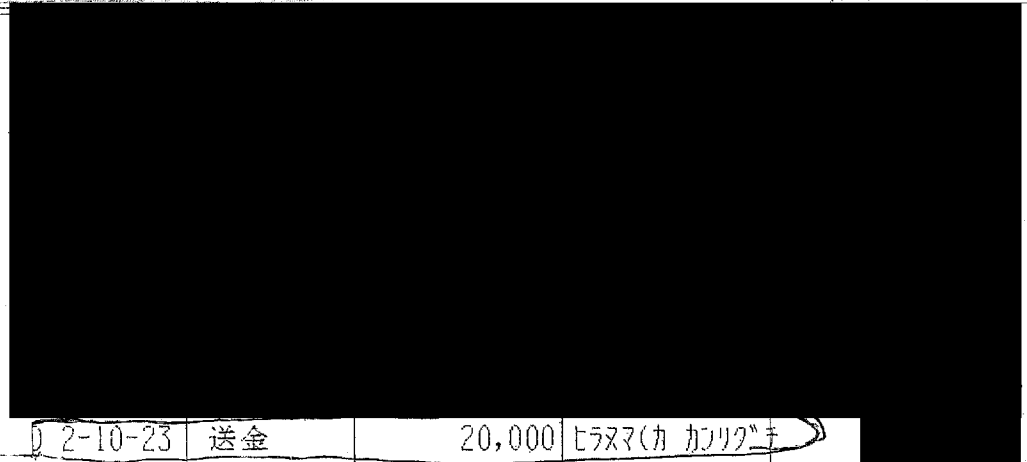
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>02年10月23日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">128080</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		128080	
百万	千	円							
	128080								

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃 $155,100 \times 0.8 = 124,080$</p> <p>事務所駐車代 $5000 \times 0.8 = 4,000$</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
<p>領収書等貼付欄 領能信金庫 XXXXXXXXXX 石巻市内沼津支</p>	

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100



駐車代 $5000 \times 4 = 20000$
 内 1台分 5000円

02-10-23 送金 20,000 ヒラマ(カ カリク)

	普通預金		4
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額
1			
2			
3	02-10-23 送金	155,100	124,080

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃借契約書 <更新契約>

第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年7月 / 日から 2021年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	口座	■			
振込先	名義	■			
振込先	色	登録番号	■		

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所 氏名 ■■■■■
 埼玉県飯能市仲町2-1-1
 商号 全平沼株式会社
 電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 氏名 内沼博
 〒357-0023
 飯能市岩沢729-2

電話番号 自宅 042(972)6432

お勤め先 () (社名)

第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

第 2 条 振込手数料は乙の負担とする。

第 3 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第 4 条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第 5 条 乙は本駐車場で第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

第 6 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えないよう自主管理しなくてはならない。

第 7 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。

第 8 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第 9 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、借主(甲)に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第 10 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第 11 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第 12 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 重要事項確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに借主(甲)へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

事務所賃貸借契約書

貸主 マイオウズ株式会社 (甲) と、借主 内丸博史 (乙) との間に建物

の賃貸借につき下記のとおりに契約を締結する。
所在地 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)
外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)
賃貸借の期間は、2018年6月1日から
2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)
本契約を更新することができる。

第4条 (賃料等)
賃料は、毎月賃料13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月分を前払するものとする。

第5条 (敷金)
甲は乙に共益費を請求できるものとする。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)
乙は甲の事前承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡

第7条 (契約の解除)
1. 賃料の支払いを1回でも滞ったとき。

第8条 (契約の終了)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第9条 (契約の消滅)
天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または取壊し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条 (原状回復義務)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第11条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第12条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第13条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

事務所賃貸借契約書 (甲) と、借主 内丸博史 (乙) との間に建物

の賃貸借につき下記のとおりに契約を締結する。
所在地 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)
外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)
賃貸借の期間は、2018年6月1日から
2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)
本契約を更新することができる。

第4条 (賃料等)
賃料は、毎月賃料13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに前月分を前払するものとする。

第5条 (敷金)
甲は乙に共益費を請求できるものとする。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)
乙は甲の事前承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡

第7条 (契約の解除)
1. 賃料の支払いを1回でも滞ったとき。

第8条 (契約の終了)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第9条 (契約の消滅)
天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または取壊し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条 (原状回復義務)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第11条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第12条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第13条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第14条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第15条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第16条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第17条 (その他)
甲は乙に賃料を支払ったとき、乙は甲に賃料を支払ったとき、

第1条 本契約の証書は、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸付人 住所 飯能市双柳373-12-1F

マイクペタ一

代表取締役 谷脇 道生

飯能市 岩塚 功一

内沼 博史

借付人 住所

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

第 号 氏名

第11条 (損害負担) 1. 1ヶ月以上にわたる不仕度があるとき、

第12条 (通知義務) 1. 1ヶ月以上不仕度があるとき、

第13条 (連帯保証人) 丙は、本契約の保証人として、

第14条 (借付金の返却) 借付人は、

第15条 (借付金の滞り) 借付人は、

第16条 (滞り金) 借付人は、

第17条 (滞り金の請求) 借付人は、

第18条 (滞り金の請求) 借付人は、

第19条 (滞り金の請求) 借付人は、

第20条 (滞り金の請求) 借付人は、

第21条 (滞り金の請求) 借付人は、

整理番号 39

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	 2 年 10 月 23 日 <small>及11月27日,12月22日</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13056</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		3	13056
百万	千	円							
	3	13056							

使 途	<p>事務所賃貸料 令和2年10月11月12月分</p> <p style="text-align: right;">391,320 × 0.80 = 313,056</p>
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

	家賃	振込手数料	
10月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8	= 104352 円
11月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8	= 104352 円
12月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8	= 104352 円

合計 313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする。

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

39

1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10412	02-10-23	16:55
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 500001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	02-11-27	12:06
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 300014

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50507	02-12-22	15:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 300072

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[REDACTED] 建物を事務所として賃貸借			
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構 造	工事完了年	
			木 造	平成12年完了	
			二階建て	以後大規模修繕等なし	
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK	2 階 3K納戸付		
	面 積	135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	トイレ 有り 浴室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 [REDACTED] 個	特記事項なし		
		使用可能電気容量	50 アンペア		
		ガス	都市ガスあり		
	上下水道	公共上下水道・浄化槽あり			
付属施設	駐 車 場	含 む			
	バイク置場	含 む			
	自転車置場	含 む			
	物 置	含 む			
	庭	含 む			

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 ■■■■■ (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。
- 3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

- 第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。
- 2. 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
 - 3. 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

██████████
████████████████████



(乙) 住 所
氏 名

██████████
木下博信



(丙) 住 所
氏 名

██████████
████████████████████



整理番号 82

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	R 02 年 10 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							

使 途	<p style="text-align: center;">11.12.1月分家賃</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

$$150,000 \times \frac{9}{10} = 135,000$$

領 収 証

諸 井 様 2012年 10月 26日

★ 7 150,000 =

但 家賃が、11.12.1月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	



※領収書等には、コクヨ ウケ-1048 (な記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0062

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	02年10月26日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>543</td> <td>916</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		543	916
百万	千	円							
	543	916							

使 途	<p>事務所賃料</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$60440 \times 0.9 = 54396$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**** * * * *
取扱店	お取引日	時刻
48202	02-10-26	17:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
円 角 千 円		円

お振込明細またはご案内

おサイタマケソツソッキ

受取カマワ

取 普通 6203661

人 1) ハツモツ ムツヨ様

登録番号 0006

コクホ ケソイチ セイムカソツ ムツ

ご依頼人

電話番号 []

取扱番号 600006

③ 事務所賃料として

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

こと。
ない場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。

④ 発行者、⑤ 宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 187

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 10 月 26 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円	6	4	352
百万	千	円							
6	4	352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	本所事務所家賃 $80,440 \times 0.8 = 64,352$		
-----	---	--	--

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額
02-10-26	送金	*80,000	ATM
02-10-26	手数料	*440	
02-10-26	カード		
02-10-27	振替		
02-10-28	送金		
02-10-28	送金		
02-11-02	電話		
02-11-04	振替		
02-11-04	振替		
02-11-04	振替		
02-11-05	送金		
02-11-05	手数料		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38108	02-10-26	16:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コシマ ノブ アキ様

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号 048-758-1624

取扱番号 600009

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室
		区画番号()			
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
		(登記簿)			
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月		
面 積	29.75	m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)			家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	〒339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1
連帯保証人	氏名	TEL 048-790-1100
	住所	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-5-12

宅地建物取引業者	A	B
	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
宅地建物取引士	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する事務所所在地	業務に従事する事務所所在地
	事務所所在地	事務所所在地
	TEL	TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)
(自宅)TEL
(勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会	住所

管理業者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会
所在地	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 (貸主緊急連絡先) (貸主緊急連絡先) (貸主緊急連絡先)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名	住所
(本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 <input type="checkbox"/> 保証人の提供	主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項
 ※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項
 一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> 日
支出額	百万 千 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使途	11月分事務所賃借料
支出先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 146

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 2 年 1 0 月 2 6 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円						352
百万	千	円										
		352										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>11月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">$440 \times 0.8 = 352$</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38044	02-10-26	16:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人	
ご依頼人	登録番号 0002

サイタマケンキ"カイキ"イン ナカマツキ ツ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 600007

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

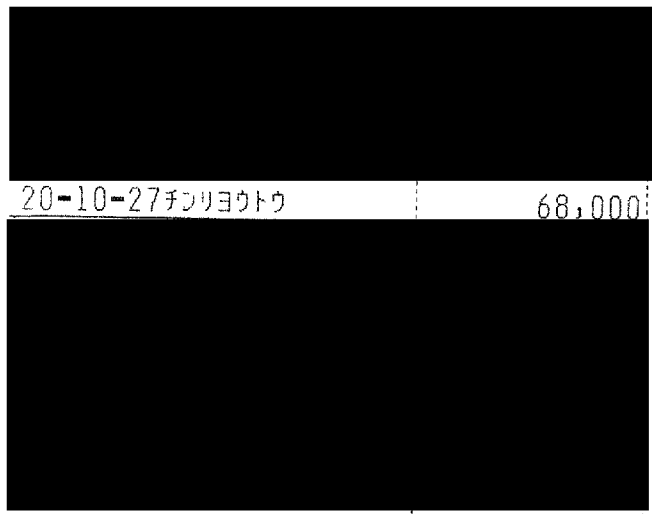
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 109

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年10月27日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							
<p>使途</p>	<p>事務所、駐車場、賃借料</p> <p>令和2年11月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>								
<p>領収書等貼付欄</p>	<p style="text-align: center;">逢澤至一郎</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>								



＜ご説明＞
●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。

支出元 20.10.27. カ) タイムハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
本件住宅	部屋番号	1階	0101号室			
	間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)		
契約期間	令和 元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント		
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500 円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (株)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
賃借人 (乙)	氏名	[REDACTED]				
	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	アィ カワ 辰 辰 辰				
	氏名	澤 澤 圭 一 郎				
	生年月日	昭和 50年 9月 16日				
自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]		
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	048-824-2111		



2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング
川口営業所 営業所長



消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓
時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。敬具

記

- ◆ お支払額変更について
2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。
<お支払例> ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額	(参考) 月額駐車料 5,400円	(駐車料 5,000円 消費税 400円)
↓		
新たなお支払額	(参考) 月額駐車料 5,500円	(駐車料 5,000円 消費税 500円)
- ◆ お支払方法について
 - <①お振込の場合>
2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。
 - <②自動送金をご利用のご契約者様の場合>
2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。
 - <③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合>
2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。
 - <④保証会社の引き落としをご利用の場合>
2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号 59

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">2年10月27日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">81556</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千 円</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--	-------------------------

<p>使 途</p>	<p>駐車場賃貸料 3ヵ月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---------------------------	--------------------------------

<p>領収書等貼付欄</p> <p>横川 雅也</p>	<p>(株)東上不動産(10.11.12月)</p> <p>$30206 \times 3 \text{ヵ月} \times 9/10 = 81,556$</p> <p>(206円手数料)</p>																														
<p>10/27</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">20</td> <td style="width: 35%;">02-10-27</td> <td style="width: 20%;">振替</td> <td style="width: 15%;">*30,206</td> <td style="width: 15%;">AP(チ)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr><td>21</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> <tr><td>22</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> <tr><td>23</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> <tr><td>24</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> </table> <p style="font-size: x-small;">○他店支払いの小切手等で入金のおときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。 ・その他の預金の場合は、円単位となります。</p>	20	02-10-27	振替	*30,206	AP(チ)		21	[REDACTED]					22	[REDACTED]					23	[REDACTED]					24	[REDACTED]				
20	02-10-27	振替	*30,206	AP(チ)																											
21	[REDACTED]																														
22	[REDACTED]																														
23	[REDACTED]																														
24	[REDACTED]																														
<p>11/27</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">21</td> <td style="width: 35%;">02-11-27</td> <td style="width: 20%;">振替</td> <td style="width: 15%;">*30,206</td> <td style="width: 15%;">AP(チ)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr><td>22</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> <tr><td>23</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> <tr><td>24</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> </table>	21	02-11-27	振替	*30,206	AP(チ)		22	[REDACTED]					23	[REDACTED]					24	[REDACTED]										
21	02-11-27	振替	*30,206	AP(チ)																											
22	[REDACTED]																														
23	[REDACTED]																														
24	[REDACTED]																														
<p>12/28</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">22</td> <td style="width: 35%;">02-12-28</td> <td style="width: 20%;">振替</td> <td style="width: 15%;">*30,206</td> <td style="width: 15%;">AP(チ)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr><td>23</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> <tr><td>24</td><td colspan="5">[REDACTED]</td></tr> </table>	22	02-12-28	振替	*30,206	AP(チ)		23	[REDACTED]					24	[REDACTED]																
22	02-12-28	振替	*30,206	AP(チ)																											
23	[REDACTED]																														
24	[REDACTED]																														

59-2

貸借更新契約書

2年7月30日

貸借人 株式会社 東上不動産 (甲)
 貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場
 所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
 用途 駐車場 車 輛

(2) 貸借条件

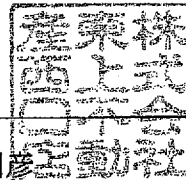
前契約日 2019年9月1日
 新契約期間 2020年9月1日 ~ 2021年8月31日

駐車料	10,000円 (1台につき)	-----	-----
		-----	-----
			合計 10,000円
			(1台につき)

敷金 -----
 更新料 新駐車料の1ヶ月分 (1台につき)
 更新手数料 -----

特約事項: 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
 本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
 (甲) 代理人氏名 株式会社 東上不動産 代表取締役 官村 明彦 印



事務所 0493-97-5050

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13 携帯
 (乙) フリガナ氏名 埼玉県議会議員 横川雅也事務所



貸料振込先 [Redacted]

57-3
貸借更新契約書

令和2年1月21日

貸借人 株式会社 東上不動産 (甲)
貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場
所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
用途 駐車場 車 輛

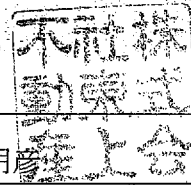
(2) 貸借条件

前契約日 2019年4月1日
新契約期間 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日
駐車料 10,000円
合 計 10,000円

敷 金
更新料 新駐車料の1ヶ月分
更新手数料

特約事項： 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸借人 住 所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16
(甲)
代理人 氏 名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印



貸借人 住 所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
(乙)
フリガナ 横川雅也事務所 横川雅也

自宅
携帯

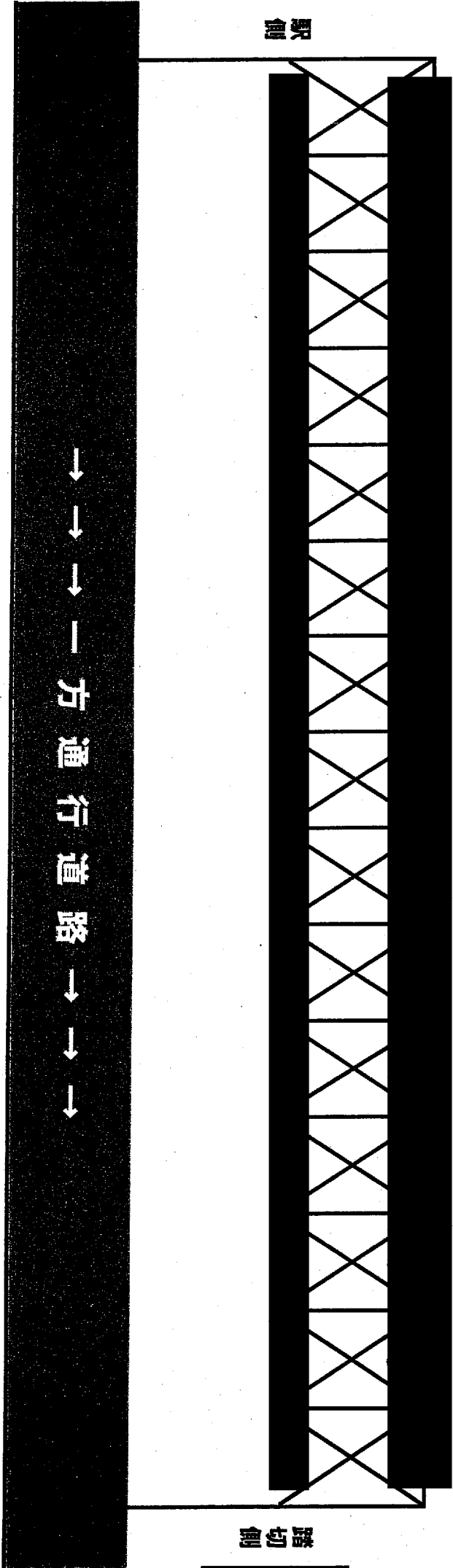
TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

貸料振込先



59-4

駅側



→ → → 一方通行道路 → → →

西口駅前駐車場

所在地 箭弓町1-5347-2

月額 10,000円

踏切側

整理番号

		69
--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">年</td><td style="width: 20px; height: 20px;">10</td><td style="width: 20px; height: 20px;">月</td><td style="width: 20px; height: 20px;">27</td><td style="width: 20px; height: 20px;">日</td></tr> </table>	2	年	10	月	27	日	<p>11月27日 支出額</p> <p>12月28日</p>	<p>百万 千 円</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	5	3	9	1	2
2	年	10	月	27	日										
1	5	3	9	1	2										

使 途	<p>事務所家賃10月～12月3ヶ月</p> <p style="text-align: right;">$64,130 \times 3 = 192,390$</p> <p style="text-align: right;">$192,390 \times 0.8 = 153,912$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

山口京子

1	02-10-27	.振替	*64,130	エホ°スカート"
9	02-11-27	.振替	*64,130	エホ°スカート"
22	02-12-28	.振替	*64,130	エホ°スカート"

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

69-2

貸室賃貸借契約書

【賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙として、甲と乙は表記内容および裏面条項を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。
本賃貸借契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自1通を保管する。



■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.5 m ²

■ 契約条件

契約時	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
	預り金_クリーニング代		¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2019年07月21日 から 2021年07月20日 まで				付帯契約	なし
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし		
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2019年07月21日

賃貸人(甲)	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 さいたま営業所長 相馬 宏	
賃貸人代理 (甲の代理人)	住所		
	氏名		
賃借人(乙)	住所	蓮田市 上 1-3-16	
	氏名	山口 京子	
連帯保証人 (丙)	住所		実印
	氏名		
	住所		印
	氏名		

69-3

■ 特約事項

※退去時のクリーニング費用に関する例外の特約
 原状回復に関する費用の一般原則は第17条に定めるとおりとするが、乙は例外として、専門業者による全体のハウスクリーニング費用金30,000円（消費税別）については、乙の負担とすることに合意する。
 なお、市場価格の変動等により加算される場合がある。
 以下余白

物件管理者	管理者名	住友林業レジデンシャル株式会社
	電話番号	0486485981

宅地建物 取引業者	免許番号	国土交通大臣・ 知事() 第 号
	所在地	
	商号(名称)	印
	政令使用人	
宅地建物 取引士	登録番号	知事 第 号
	氏名	印

69-4

349-0123

埼玉県蓮田市本町6-7 サンクヴェール 506号室

[ROOM iD]ご契約内容のご案内

山口 京子 様

この度は家賃保証サービスをご契約いただき、まことにありがとうございます。

早速ですが、ご契約内容に関する書類を送付いたしますのでご確認ください。

株式会社 エポスカード



201907231 100011 0000254# 1/1
003000

●ご契約内容

ご契約者名	山口 京子 様	お問合せ番号	
	金額	お支払日	
家賃等	63,500円	2019年 9月 4日 より毎月 4日 (9月家賃) より	
基本保証料	31,750円	2019年 9月 4日 (1回限りのご請求です)	
月次保証料	630円	2019年 9月 4日 より毎月 4日	
お支払方法	エポスカードによるお支払い		

- *「口座引落し」のお客様は、お支払日が金融機関休業日の場合 翌営業日がお引落しとなります
- *お家賃等のお支払額は毎月お届けする、ご利用代金明細でご確認ください(毎月10日以降に送付致します)
- *上記記載の金額は家賃立替委託契約書および保証委託契約書で締結の金額となっております

●同封物について

- ・「ROOM iD」ご契約内容のご案内(当書面)
- ・「ROOM iD」ポイント充当サービスのご案内

*お問い合わせ・相談

◆「ROOM iD」サポートデスク 0120-75-0101
[9:30~20:00]

◆「ROOM iD」ホームページ
<http://www.01epos.jp/roomid/>



お問い合わせにつきましては「契約者ご本人」様からお願い致します
ご本人様以外の方からのお問い合わせでは詳細の情報開示が出来かねますのでご了承ください

整理番号 222

34

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 2年 10月 27日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: right;"> 54000円 </p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)</p>
<p>使 途</p>	<p>10月分 事務所 賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">様</p>

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>



整理番号 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	欄番
02-10-27	0411	17
お取引種別	お引出し	
お取引金額	取引通貨	
****	0119	
お取引記帳額	お取引銀行	
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
11:24		
お受取人	ご利用手数料	¥220

様

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙申告納
付にっ式手郵白

お取引日	お取引店番	欄番	お取引種別	お取引金額	お取引銀行

足利銀行

•このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造・陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m ²	
物件の所有者	(住所) 	(氏名)	 		
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗(その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他()			
	賃 料	(月額) 60,000円(税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円	
		<input type="checkbox"/> 消費税 円込		<input type="checkbox"/> 消費税 円込	
	<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	札 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) (込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円込	
	火災等保険料	実費			
契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間				
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費 及び・雑費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持 参 払	持 参 先	(住所) (氏名)		
	振 込 先	 		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
	(フリガナ)	 			
	口座名義人	 		金 60,000円	
翌月分を毎月末日迄前払(翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄入金確認できるものとする。					

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成 31 月 4 月 17 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	[Redacted]		〒 067-0062 本庄市小島南2-4-7	
(フリガナ) 氏 名	[Redacted]		飯塚 俊彦	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[Redacted]		登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[Redacted]		氏 名	印

整理番号 60

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 2年10月28日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 270594 </p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--

使 途 事務所賃貸料3ヵ月 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄 XXXXXXXXXX (10.11.12月)

100220×3ヵ月×9/10 = 270,594

(220円手数料)

横川 雅也

21	02-10-28	送金	*100,220	
22				
23				
24				

10/28

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について

〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高

・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。

・その他の預金の場合は、円単位となります。

1

25				
26				
27				
28	02-11-30	送金	*100,220	
29				
30				

11/30

※領収書等に
載、④発行者
※按分した場

31				
32	02-12-28	送金	*100,220	
33	02-12-28			
34				

12/28

60-2

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物 (以下、「本件建物」という) の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしく

は本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

60-4

振込口座

金融機関名： [REDACTED]

[REDACTED] : NO. [REDACTED]

口座名義人： [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を三通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

平成 30年 8月 1日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 横川 雅也

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 [REDACTED] 横川 雅也

整理番号 179

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 年 10 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">70</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">29</td> </tr> </table>	百万	千	円		70	29
百万	千	円							
	70	29							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: 1.2em;">馬車場代(11月分)</p>
----	---

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

7,810 × $\frac{9}{10}$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2020年10月28日～2020年10月28日 照会件数：2件

2020年11月25日 14時06分55秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
2020年10月 28日	7,810円		RKS (ダイ ワフドウサ)	■■■■■■■■■■

全件数：2件

整理番号 58

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	02 年 10 月 28 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px; text-align: center;">6831</td> </tr> </table>	百万	千	円			6831
百万	千	円							
		6831							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>02.11.25 02.12.23</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">事務所アシスタント 2,530×3=7,590 7,590×0.9=6,831</p>		
-----	---	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

伝票No. 0003376183

(納品・領収) 書

2020 年 10 月 28 日

松沢正事務所		様	
商品名	数量	金額	前回数
KGS1H	1	880	1
NFM-DS	1	825	1
NH-S	1	825	1
納品合計10%		2530	
内消費税		230	
右金額正に 加収いたし ました。		領収額 2530	前回数 0

次回訪問日 11月25日です
お約束の日に
おうかがいします。
DUSKIM 印紙 5万円以上 貼付
DK 00999

担当 XXXXXXXXXX
Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 **ダスキ** エポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平方立野2005
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

58 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

伝票No 0003389104

(納品・領収) 書

2020 年 11 月 25 日

松沢正事務所

商品名	数量	金額	前回	今回	今回
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
領収額		2530	前回未収額		0

右金額正に領収いたしました。

様
 次回訪問日
 11月30日です
 お約束の日に
 おうかがいします。
 DUSKIN
 D水-00999

印紙
 5万円以上
 貼付

担当
 Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 ダスキーンエポック
 〒343-0002
 埼玉県越谷市平方立野2005-
 越谷営業所
 電話(048)979-8600
 FAX(048)979-8088



伝票No 0003403410

(納品・領収) 書

2020 年 12 月 23 日

松沢正事務所

商品名	数量	金額	前回	今回	今回
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
領収額		2530	前回未収額		0

右金額正に領収いたしました。

様
 次回訪問日
 12月20日です
 お約束の日に
 おうかがいします。
 DUSKIN
 D水-00999

印紙
 5万円以上
 貼付

担当
 Tel. 048-981-0336

おしらせ

株式会社 ダスキーンエポック
 〒343-0002
 埼玉県越谷市平方立野2005-
 越谷営業所
 電話(048)979-8600
 FAX(048)979-8088



整理番号 59

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	02年 10月 28日	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> 47520
-------	-------------	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	02.11.27 02.12.29 事務所駐車場代(職1.事務3)	$17600 \times 3 = 52800$ $52800 \times 0.9 = 47520$
-----	---	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領 収 書 No. 012247

松澤正具議会議務事務所 令和 2年 10月 28日
 代表 松澤 正様 平成

金額	百万	千	円
		7	17600

但 大倉町駐車場 駐車料金 11月分以下 (税込)
 上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印
●

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号

59 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012262

松澤正身議会議員事務所
代表 松澤正様

令和
平成 2年 11月 27日

金 額	百万	千	円
		7,176	00

但 天谷新市場 駐車料金 12月分 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙

係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

領 収 書

No. 012280

松澤正身議会議員事務所
代表 松澤正様

令和
平成 2年 12月 29日

金 額	百万	千	円
		7,176	00

但 天谷新市場 駐車料金 1月分 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙

係 印

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号 90

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 10 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

政務活動事務所賃料(11月分)

55,000 × 0.9 = 49,500

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りにください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56701	02-10-28	11:14	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(印) 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

〒XXXX-XXXX 子ハ タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 280001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を格付しない場合は*印で消してあります。 →

55,000

0

55,000

(振込手数料)

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

6字横書き加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金額 55,000 円也(税込)

振込先 [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第10条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を発表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

貸貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 0065

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	---

支出年月日	02年 10月 28日	支出額	百万 千 円 467
-------	-------------	-----	---------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃用フロアモップレンタル料10月分 政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)
-----	--

領収書等貼付欄

自民党県議団

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

 お客様名 XXXXXXXXXX
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

 納品・請求書
 兼 領収書

(1332743)

ダスキン坂戸

 株式会社ダスキンサーヴ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
 TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
 ☎0120-00-5695

2020年 10月 28日 次回訪問日 2020年 11月 25日 取引 現金

No. 100165692500

商品	サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
					納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップ	FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

617

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1119

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 10 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">400</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		400	00
百万	千	円							
	400	00							
使 途	<p>事務所使用料 11月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため 50000 × 8/10 = 40000</p>								

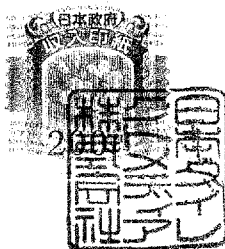
<p>領収書等貼付欄</p> <p>領収書</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>No. 487</p> <hr/> <p>領収日 2020年10月29日</p>
----------------------------------	--

関根信明 様

金額 50,000 円

20年11月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0822
 埼玉県さいたま市東区日進町2-544-1
 埼玉NPOハウス
 日本ダイレクトメディア株式会社



請求書

関根信明 様

日付 : 2020年10月29日

請求書番号 : 487

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市東区大宮2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年11月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 94

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年 10月 29日</p> <p style="font-size: small;">(11月27日)</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">43</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">540</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	43	540
百万	千	円							
2	43	540							

使 途 **事務所家賃 11月、12月、1月分**

$90,200 \times 0.9 = 81,180 \times 3ヶ月$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
11月分

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38801	02-10-29	14:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥90,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

※領収書は、重ねて貼付しない
※領収書を貼るスペースが足り
(別紙にも整理番号(枝番)を

お振込明細またはご案内

お受取人 **第一勧業信用組合 千田町支店**

普通 6869279

か)ヒラノツヨウツ"様

登録番号 0001

マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ"様

お支払人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 400060

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、○は
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 94 - 11

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

12月分

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38803	02-11-27	16:54	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥90,200	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (硬貨)
円 円 円			円

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

第一勧業信用組合
千田町支店
普通 6869279
か)ヒラノツヨウツ"様
登録番号 0002

マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 500005

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

1月分

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38802	02-12-28	14:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥90,200	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (硬貨)
円 円 円			円

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

第一勧業信用組合
千田町支店
普通 6869279
か)ヒラノツヨウツ"様
登録番号 0001

マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300130

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附 属 施 設	無			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	/
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	正面入口			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称	貸主にて自主管理	株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 7 月 19 日

甲・貸主	氏名 株式会社 平野 商事 代表取締役 張 平	TEL
	住所 〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	
乙・借主	氏名 松井 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
	免許年月日	免許年月日
	氏名	氏名
宅 地 建 物 取 引 士	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

整理番号 21

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 2 年 10 月 29 日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 1 5 7 5 0 0 </p>	<p>百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--	---

使 途

15月 75,000円

政務活動に使用する割合が 70% 以上であるため

10月・11月・12月 事務所賃料 225,000 × 0.7 = 157,500

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキヤッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
02 10 29	12510455-0185
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-*****	
お取引金種	
お取引内容	お引出
消費税率	¥660 通帳員
時刻	14:40
お取引金額	¥225,000*
説明コード	お取引後残高

お受取人

ご依頼人

ウメサワ ヨシカス 様

[振込手数料]

使用すること。

印紙税申告済

税務署承認済

◎ 川口信用金庫 C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃借する

建物の表示; 名称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期間 令和2年1月から令和5年5月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲) XXXXXXXXXX

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一

整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日 ほか
支出額	百万 千 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 70% = 294,000 円)
使 途	事務所賃料 (10・11・12 月分)
支 出 先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



更新

貸店舗賃貸借契約書

貸主

（以下甲という）と

借主 立石 泰広

連帯保証人

（以下乙という）と 連帯保証人を締結した。（以下丙という）とは、下記条項に

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称 第一ドリームハイツ
構造 鉄骨造 3階建 陸屋根
賃貸面積 総面積 938.19㎡の内1階 101号
店舗面積 約50.48㎡ (1.5. 27坪)

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和2年 4月 1日から令和5年 3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告に変えて、3ヶ月前分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

2. 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条

【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条

【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）

2. 賃借物件の用途変更

3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。

4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条

【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条

【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条

【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条

【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃借人は一切その責を負わないものとする。

第12条

【建物の管理】

賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条

【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃借人に預け入れられるものとする。但し、賃借人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができる。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃借人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃借人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたとき、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃借人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるとし、この場合賃借人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条

【看板その他】

本物件建物外部に取り付けられる看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃借人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由各名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもろろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃借人に請求することができない。

第20条

【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て除去し、原状に復してこれを賃借人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃借人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃借人が決定できるとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃借人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃借人は任意にこれを処分することはできる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃借人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもろろん、そのため賃借人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条

【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃借人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃借人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃借人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条

【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃借人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるとする。

第23条

【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃借人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条

【付保険】

賃借人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条

【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条

【強制執行】
乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】
本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。
(甲)の負担するもの
1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料
(乙)の負担するもの
1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】
乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約条項】
1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先
名 義 人
[Redacted]
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令 [Redacted] 日

(甲) 賃貸人

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

住所 [Redacted]

氏名 石原 泰元 印

TEL [Redacted]

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

TEL [Redacted] 印

(丙) 連帯保証人

仲介業者

埼玉県知事(式)第6079号
埼玉県川口市五橋(市)丁目6番5号
株式会社 大塚不動産
代表取締役 大塚和彦
TEL 0-4-8-2-56-7377

宅地建物取引士
登録番号 [Redacted]

整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p style="text-align: center;">支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"><input type="text" value="2"/>年 <input type="text" value="10"/>月 <input type="text" value="30"/>日 11/27,12/28</p>
<p style="text-align: center;">支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: center;"><input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円</p> <p style="text-align: center;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)</p>
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p style="text-align: center;">事務所家賃(10~12月分)</p>
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20

氏名 岡地 優